

**熊本市庁舎周辺まちづくりプラン(仮称) 作成支援業務委託  
プロポーザル評価基準**

**1 「評価点」の算出基準**

別表 1 の評価基準のとおり、合計 130 点で評価する。契約候補者等の選定手順については、別紙 3 の「契約候補者の審査及び選定に関する実施要領」における「2. 契約候補者及び次点候補者の審査及び選定手順」を参照のこと。

別表 1 評価基準

評価項目	評価内容		配点		
1. 企業の業務実績	業務実績	平成 27 年度（2015 年度）から参加表明書等の提出期限までに、国、都道府県または市区町村が発注した、まちづくりに関する基本構想、基本方針等の策定・改定・検討に関する支援業務（例：都市計画マスタープラン、市街地再開発事業、地域まちづくりビジョンなど）（以下「同種業務」という。）を元請けで契約し、完了した実績。	10 点	10 点	
2. 配置予定者の実績及び能力	管理責任者	(1) 業務実績	管理責任者又は主たる担当者として、同種業務に従事した実績	10 点	30 点
		(2) 資格保有状況	管理責任者の保有する資格。	5 点	
	主たる担当者	(1) 業務実績	管理責任者又は主たる担当者として、同種業務に従事した実績	10 点	
		(2) 資格保有状況	主たる担当者の保有する資格。	5 点	
3. 特定テーマに対する技術提案	各テーマについて提案内容の的確性、創造性、実現性等を総合的に評価する。				
	<b>【テーマ①】新庁舎の整備・移転を契機とした新たなまちづくりの方向性の考え方</b>  (1) 新庁舎の整備・移転を契機とした、本市が目指すべきまちづくりの在り方に関する「コンセプト」及びその考え方  (2) 「コンセプト」を具現化するために重要視する観点及びその具体的な手法		30 点	90 点	

	<p><b>【テーマ②】 中心市街地の現状把握の手法と課題解決に向けた考え方</b></p> <p>(1) 中心市街地の現状を的確に把握するために重要視する観点及びその具体的な調査項目・手法（例：土地利用把握、人流把握等）</p> <p>(2) (1) を踏まえた課題抽出・課題解決を図るために重要視する観点及びその具体的な手法</p>	30 点	
	<p><b>【テーマ③】 現庁舎跡地活用方針の考え方</b></p> <p>(1) まちづくりの核として、周辺地域と一体となった賑わいの創出・波及を図る現庁舎跡地の空間や利活用に関する考え方</p> <p>(2) 現庁舎跡地にふさわしい都市機能の誘致を図る上で重要視する観点及びその具体的な手法</p>	30 点	

評価項目 1. 同種業務の実績については下記の二段階評価とする。

配点	10 点	5 点
評価区分	以下の 1) 及び 2) の実績がある場合	以下の 1) 又は 2) のいずれかの実績がある場合
	<p>1) 都市マスタープラン又は立地適正化計画の策定支援実績</p> <p>2) 市街地再開発事業（地区面積 0.5ha 以上）の基本構想又は地区を単位としたまちづくり計画の策定支援実績</p>	

※平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から参加表明書等の提出期限までに業務完了したものとする。

※単体又は JV 代表者としての履行実績とする。

評価項目 2. 管理責任者及び主たる担当者の同種業務の実績については下記の二段階評価とする。

配点	10 点	5 点
評価区分	以下の 1) 及び 2) の実績がある場合	以下の 1) 又は 2) のいずれかの実績がある場合
	<p>1) 都市マスタープラン又は立地適正化計画の策定支援実績</p> <p>2) 市街地再開発事業（地区面積 0.5ha 以上）の基本構想又は地区を単位としたまちづくり計画の策定支援実績</p>	

※平成 27 年（2015 年）4 月 1 日以降の管理責任者又は主たる担当者としての実績とする。

評価項目 2. 管理責任者及び主たる担当者の保有する資格については下記の三段階評価とする。

配点	5点	3点	0点
評価区分	「一級建築士」かつ「技術士（都市及び地方計画）または、社団法人建設コンサルタント協会による RCCM（都市計画及び地方計画）」の資格を保有しているもの	「一級建築士」もしくは「技術士（都市及び地方計画）または、社団法人建設コンサルタント協会による RCCM（都市計画及び地方計画）」の資格を保有しているもの	「一級建築士」、「技術士（都市及び地方計画）または、社団法人建設コンサルタント協会による RCCM（都市計画及び地方計画）」のいずれの資格も保有していない

※管理責任者及び主たる担当者の保有する資格とする。

評価項目 3. 技術提案については下記の六段階評価とする。

評価の内容	テーマ①～③
特に優れている（高度な能力を有している）	30点
優れている（十分な能力を有している）	24点
普通（一応の能力を有している）	18点
多少不十分である（多少能力が乏しい）	12点
不十分である（能力が乏しい）	6点
劣っている（能力がほとんどなく、任せるに不安がある）	0点